

【令和7年度 第2回立川市青少年問題協議会 会議概要】

■ 日 時 令和8年2月13日（金）18:30～

■ 場 所 立川市役所 302 会議室

■ 出席者

酒井市長（会長）、永元委員、佐藤委員、米川委員、川井委員、萩生田委員、関口委員、坂下委員、中村委員、玉城委員、川越委員、上野委員、伊藤委員、中村委員、益子委員、宮本委員、秦委員、小野委員、尾崎委員、芳賀委員、峯岸委員、中沢委員、大場委員、森川氏（高橋委員代理）、野口委員、吉原委員、稲葉氏（中坪委員代理）、田中委員、水越委員、近藤副市長、飯田教育長
（委員数 39 名の内、代理も含め）合計 30 名

（事務局）子ども育成課長、青少年係主事

■傍聴者 なし

（※会議は公開）

（事務局 配布資料）

1. 立川市青少年問題協議会条例
2. 令和7年度立川市青少年問題協議会委員名簿
3. 令和8年度立川市青少年健全育成市民行動方針（案）
4. 令和8年度立川市青少年健全育成関連事業予定表（案）
5. 青少年健全育成関連事業 令和7（2025）年度活動報告（概要版）

（関係機関からの配布資料）

1. 第29回薬物乱用ダメ・ゼッタイフェア実施報告（薬物乱用防止推進立川市協議会）
2. こまったときの伝えかたガイド（多摩立川保健所）

事務局

- ・本協議会の委員数 39 名のうち 30 名が出席のため、本協議会条例第 7 条の 1 の規定により協議会が成立。

新委員委嘱状交付および新委員紹介

- ・酒井市長より新委員への委嘱状交付。
- ・今回、任期途中ではあるが委員変更の申出があったため、委員を任命し、委嘱状を交付した（立川市青少年問題協議会条例第 2 条第 3 号第 2 号の学識経験者選出より）。

・民生委員・児童委員協議会副会長 宮本 直樹

・関係行政機関においても人事異動により委員変更があったため、紹介。委嘱状は事前に交付済み（立川市青少年問題協議会条例第 2 条第 3 号第 3 号の関係行政機関選出より）。

・立川警察署長 高橋 友美

（代理出席：生活安全課長代理 森川氏）

・立川少年センター所長 野口 寛之

1. 青少年問題協議会会長あいさつ

2. 議題

(1) 協議事項

ア 令和8年度立川市青少年健全育成市民行動方針(案)について

- ・令和8年度立川市青少年健全育成市民行動方針(案)が承認された。現在実践活動を進めている、立川市青少年健全育成市民行動方針を令和8年度も推進していく。

イ 令和8年度立川市青少年健全育成関連事業予定(案)について

- ・令和8年度立川市青少年健全育成関連事業予定(案)が承認された。

(2) 報告事項(事務局より説明)

ア 青少年健全育成関連事業—令和7(2025)年度活動報告—(概要版)について

事務局

- ・令和7年11月3日(月・祝)にたましんRISURUホール大ホールにて開催した「中学生の主張大会」では、一般来場者、来賓合わせて436名の来場があった。応募作品は3,165編で、青少年健全育成各地区委員会の1次審査個人審査会を経て15編が発表者として選ばれた。市長賞には立川第二中学校1年生、横田京之介さんの「公園でのボール遊びについて」が選ばれた。実行委員会での意見を踏まえ、次年度の大会の内容を検討していく。
- ・令和8年1月12日(月・祝)にたましんRISURUホール大ホールにて開催した「二十歳を祝うつどい」では式典に1,159名(対象者1,688名)の参加があった。式典の他、記念アトラクションとしてクイズ大会が開催されるとともに地下展示室の交流会場では、協賛企業の協力を得て、フォトスポットを設置した。
- ・令和8年2月7日(土)にたましんRISURUホール小ホールにて開催した「第61回青少年健全育成研究大会」では、84名の参加があった。第一部の小学生と中学生で構成される子ども委員会活動報告においては、「自転車マナー」と「人とペットの防災」について発表があった。第二部の講演会では、認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ公共政策ディレクターの加賀大資氏に子どもの居場所づくりの重要性について講演いただいた。

イ 多摩地域自治体における青少年問題協議会の設置状況について

事務局

- ・立川市では昭和29年に「立川市青少年問題協議会条例」を制定し、青少年問題協議会を市長の附属機関として設置した。本協議会は、市長の諮問を受け、青少年問題に関する総合施策を進めるために調査、審議し、関係行政機関にも意見を述べるができる機関として活動を進めてきた。平成26年4月1日に、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「地方分権一括法」の施行に伴い、「地方青少年問題協議会法」が一部改正され、協議会の会長及び委員要件の規定が廃止された。立川市は条例改正し、改めて協議会の長は市長をもって充てる旨を規定し、従来通りの協議会活動を行っ

てきたが、多摩地域の自治体では地方青少年問題協議会法の改正を踏まえ、協議会の休止や廃止、補導連絡会や他の子ども関係の会議との統合の動きが出てきており、加えて、市長が会長となっていない市も増えてきている。本市としては、他自治体の動きを注視しつつ、今後の青少年問題協議会について検討してまいりたい。

3. 情報交換

立川警察署

- ・現時点で未確定の情報になりますが、非行少年の特徴は次のとおり。令和7年中の非行少年件数のうち、内訳として一番多かったのが窃盗犯であり、中でも万引きが約4割であった。学職別構成は高校生が約37%、中学生が約23%、小学生が約14%であった。小学生は触法少年といわれ、法で罰せられない少年であるため児童相談所へ通告をしている。この非行少年に関しては立川市に住む少年ではなく、府中や昭島や日野などの近隣地域からやってきた少年が立川市の繁華街で遊ぶケースが多く、そういった少年が罪を犯すケースが非常に多い。
- ・こちらも現時点で未確定の情報になりますが、少年補導については次のとおり。少年補導件数は1,000件を超え、令和5年の987件と比べると増加している。深夜徘徊が一番多く、440件余が深夜徘徊であった。次に多かったのが主にゲームセンターへの時間外立ち入り。件数は約300件であった。その他、喫煙、飲酒、無断外泊、家出等があった。
- ・最近補導された少年の特徴について、補導されたときに少年の人定情報（住所、氏名、年齢等）を聞くことがあるが、その際に嘘の氏名や年齢、住所を言えば大丈夫だということが補導される少年の間で広がり、昨年ぐらいから非常に増加している現状にある。警察官のほうで保護者の連絡先を確認し、判明していく状況である。また、本当は高校生であるにも関わらず、学校に行っておらず、仕事もしていない無職だと嘘をつく少年がいる。無職であれば補導されないケースがあるため、無職であると言えば大丈夫であるということが広まっている現状がある。

立川少年センター

- ・立川少年センターは、多摩地域の17つの市を管轄しており、11か所の警察署と連携して活動している。主な活動内容としては少年補導や少年に関する相談を受けている。
- ・少年育成課では、継続的にト一横で補導活動を強化しており、今年は1月17日（土）と1月24日（土）の2日間で補導活動を実施して2日間で32人の子どもたちを補導した。補導された子の中には、山口県や大阪府から出てきている子がいた。また、中学生の中でもオーバードーズで緊急搬送された子や、1人で何百錠も薬を持っているような子もいる状況であった。ト一横に関しては、新宿近辺に住んでいる中高生が集まるというわけではなく、先ほどの話にもあったが、大阪や山口などといった場所からSNS等で情報を知り、興味本位なのかト一横へ行ってしまうという現状。ト一横で補導される子どもは女子生徒が多いという特徴もあるため、そういう子たちを狙って、悪意のある大人が近づき、何らかの性犯罪等に巻き込まれることもある。我々としてはト一横含め、補導活動の強化を進めていく。
- ・また、少年育成課ではヤングテレホンコーナーというものを設けている。去年の夏には補導とは別で、大学生ボランティアと一緒に、歌舞伎町に来ている若者たちに対し、悩みごとを抱えたときの相談窓口を設けている旨の案内や注意喚起を行い、補導される前に何か悩みがあったら相談してほしいというような啓発等の活動もしている。今後も少年の非行防止、健全育成のために引き続き、このような対策をとっていく。
- ・子どもたちにとって、今いる環境が自分の居場所なのだと思う環境を作っていくことが重要。警察だけではなく行政や民間等、引き続き皆様方と協力しながら各種対策に取り組んでいければと思う。

東京保護観察所立川支部

- ・現在、保護観察を受けている少年等の状況については、前回の報告と大きな変動がないため、本日は、犯罪や非行をした人たちを支えている保護司について最近の状況の報告を行う。
- ・保護司の方は犯罪や非行をした人たちが社会の中で立ち直れるよう定期的に面接をし、生活状況の確認をして指導・助言をする処遇活動や、社会を明るくする運動などの犯罪予防活動等の地域活動に従事いただいている非常勤の国家公務員というボランティアの方である。法務大臣から委嘱をされて保護司活動をしていただいているが、年々担い手の確保が困難になっており、保護司の数が少しずつ減少し、高齢化も加速している状況がある。昨年12月の臨時国会で、保護司法等の一部を改正する法律案が可決成立した。今後1年以内に施行になるが、今回のポイントとして保護司の適任者確保をいかにしていくかというところを大きく取り上げて改正が行われている。従来は保護司が辞めるときに、ご自身の自助努力で後任の方を見つけてきて、その方に保護司になっていただくパターンが多かったが、地域の関係も希薄化しており、特に都会などなかなか関係が深くないような土地柄では、そういった形での後継者確保が難しい状況があるため、保護司頼みではなく、国の方でも積極的に保護司の確保に力を入れていこうということが法律の改正の中でもうたわれている。現在、東京の保護観察所では各区報や市報に保護司の特集記事を一面で組んで保護司の活動を紹介していただいたり、社会を明るくする運動などを取り上げていただいたりする中で、まずは保護司という存在を知っていただいて、その上で協力してもいいなと思ってくださるような方が出てきたら、そこから適任者の確保につなげたいということで、行政の協力を得た広報活動というものに力を入れているところである。今後、立川市役所とも連携をして取組みも進めていきたい。また、保護司の活動環境の改善や安全確保についても今回の法律の改正で強くうたっている。従来、保護司はご自身の自宅で保護観察を受けている方と面接をしてくださる方が多かったが、様々な事故があったり、ご家族の理解を得るのが難しかったりといったことで、自宅での面接が困難な方も増えてきている。そういった中、行政の協力を得て、公共施設を借りたり、サポートセンターというものを設置したりするなど、保護司がより活動しやすい環境づくり、面接の場所の確保なども国でも一層支援をしていこうとしている。また、今回の法改正では、地方公共団体による保護司会への協力規定について従来のできる規定から努力義務規定に改正がされ、より連携協力をお願いしたいこともうたわれている。東京都全体では保護司の定数が4,375名であるところ、2月1日現在は3,215名。立川市も含めた多摩地域全体では1,134名の定数のところ、現在909名。多摩地域は都内に比べ、比較的充足率が高く80%だが、より少しずつ回復をさせ、保護者の方がより活動しやすい環境、よりよい安心安全な地域、環境をつくれるよう、保護観察所としても引き続きバックアップしていきたいと思っている。引き続きのご協力をお願いしたい。

多摩立川保健所

- ・若者の自殺対策を推進するための地域ネットワークの構築について、取組みを紹介させていただく。多摩立川保健所では、圏域6市持っているが、圏域内の自殺対策の充実強化を図るため令和6年度から2ヶ年にわたり、圏域6市の自殺対策担当者連絡会を開催するなど、各市での取組みの情報交換や情報共有を実施してきた。1月29日に発表された警察庁の自殺統計に基づく自殺者数を見ると、全体としては2万人を下回ったということで、統計を取り始めた昭和53年以降、最少となった状況がある。一方で、子ども、若者、小・中・高生の自殺者数は、昨年の529人を上回る532人と最多となっている。若者の自殺対策を推進していくため、地域の関係機関が個別に取組みを行うだけでなく、相互にネットワークを構築し、連携して支援を行っていくことが重要だと考えている。当保健所においては、昨年度から若者の自殺対策推進ネットワーク会議を設置し、会議を開催している。圏域6市、医療機関、定時制・通信制高校の先生方、児童相談所、社会福祉協議会、青少年支援をしているNPO法人等の団体を構成員として、情報共有や意見交換を実施している。昨年12月12日には、医療・教育・行政・福祉等の

地域関係者を対象に災害医療センターで立川市と共催で、自殺未遂者支援のための地域実務者研修会を実施した。研修会当日はグループに分かれて、具体的な事例検討を通じて意見交換や情報共有を行った。お互いの関係機関が顔の見える関係を築きながら青少年を支えていくという取組みを、心をつなげて行っていきたい。

- ・本日、机上に「こまったときの伝え方ガイド」を配布している。ネットワーク会議の取組みの中で、定時制・通信制高校の生徒の皆さんにも、悩みや気持ちを誰かと共有したいとき、誰かに話したいときにどんなツールがあれば役に立つかというインタビューを行い、子ども・若者の困ったときの SOS の出し方などの言語化をサポートするガイドブックとして作成したもの。若者が安心して自分らしく暮らすことができるよう、関係機関の協力強化、また相談ネットワークの構築等により、生きづらさを抱えた若者に対する支援に引き続き取り組んでいきたい。中身を開くと、例えばこんなこと独りで悩んでいませんか？抱えていませんか？というところで、何となくモヤモヤしているが、十分に言葉に表して言えない気持ちやその気分はどんな感じかというのを表情で表したり、具体的にどんな気持ちというところで、子どもの場合には、心の状況が身体症状に出る場合もあるため、こんな気持ち、こんな様子というのを例示し、例えば子どもがなかなか言いつらくてもここに丸をつけたり、指をさしたりしながら、自分のことを少しずつ相談機関の人と共有しながら説明していく、あるいは親しい友達や家族と共有していくような一つのツールになればと思っている。次のページにはどんな人に話ができそうか、あるいはどうして欲しいのか、とりあえず話を聞いて欲しい、あるいは助けて欲しいということについても、チェックをしたりしながらなど例示として書いている。また、4ページ目には実際に助けを求めたい、あるいは相談したいときにどういうふうな言葉で始めたらいいのだろうかというところを具体的な例示の一つとして書いている。どういう言葉がいいかというのは、実際の高校生の皆さんに協力いただき、作成している。最後のページには圏域の6市のそれぞれの相談窓口も載せているので、ぜひ皆さんの活動の中でも活用していただきたい。初めて作成したものになるため、これからブラッシュアップしていけたらと思うので、皆様の意見も聞かせていただきたい。

都立砂川高等学校

- ・定時制と通信制について、それぞれお伝えする。定時制は落ち着いた状況で教育活動を行っているが、今年から在京外国人枠という、日本に来てから3年未満の生徒を対象に優先的な別枠の受験を行っている。今年度は21名入れており、先月行った入試では20名に合格を出している。各市町村の関係団体と連携しながら取り組んでいたため、支援を受けてきた生徒が入っており、欠席もほとんどなく、部活動も意欲的に取り組んでいる状況。多摩地区では府中西高校でも受け入れがあるが、基本的には日本語をきちんとマスターし、日本文化を理解するとともに、日本文化に対して一定の敬意や礼儀を示すことができるようになり、上級学校や就職に近づけるということを使命としている。今年度21名についても、だいたい今のところは順調だが、家庭の状況が不安定なケースも決してないわけではないという状況。例えば難民申請などという話もあるため、今後実際に進路という形で進んでいく中で、本人が希望するものが本当に実現可能なのかということは、国や関係機関と連絡を取りながら対応していく必要があると考えている。
- ・通信制について、立川市では立川高校定時制が閉課程として、現在募集停止されている。その中で進級が難しい生徒が本校の通信制に入ってきており、元気が良く、もしかしたらご迷惑をかけているケースもあるかなと思っているところである。ただ全般的には通信制もおとなしく、不登校傾向の子たちが飛躍的に増えてきている状況。多摩地区の学校を中心として、なかなか学校へ行くことが続かなかった子たちは一体どこに行くのだろうと考える。来週、本校の都立高校入試があるが、通信制の倍率は1.78倍で、かなり高い数字である。以前のように学び直しが必要な子が一体どこで学ぶことができるのかといったことを懸念している。

立川市立中学校長会

- ・他市町村や立川市内での中学校同士のトラブルはない状況。各校で話題になっているのが、オーバードーズや昨年度事例のあったシーシャなどのタバコの件。現在、タバコについては電子タバコがあり、そこから合法ドラッグや違法ドラッグに繋がっていく可能性もあるため、喫煙については中学校でも心配して注意をしている。また、どこの中学校も不登校の子が多く、課題になっているという現状で、学校の中の居場所や地域の中での居場所を模索し、連携を図りながら進めている。また、現在インフルエンザや胃腸炎も流行ってきているという状況。

立川市立小学校長会

- ・春以降、大きな事件や事故は特段ない状況。一部の子どもに限ると思うが、郊外で他校の子どもたちとのトラブルがあるということで生活指導の先生から情報が入っている。昭和記念公園などに出かけていき、そこで他の子どもたちといざこざになってしまうようなことがある。学校としてはそういったところには子どもたちだけで行かないようにと指導しているが、いっどこでどのような行動をするかわからない状況。また、交通事故について自転車との接触がよくあると報告があがっている。通学途中や通勤途中の忙しい中で、大人がぶつかってしまって子どもが倒れるということがあるが、子どもたちは大人に「大丈夫か」と聞かれると「大丈夫」と答えてしまうということがあるとのこと。大丈夫と答えてはダメだと学校では教えている。近くの大人に伝えたり、警察に連絡したりするなどそのままにしないというようなことを指導している。また、子どもはよく走って転ぶが、その際に顔から転ぶようなケガが非常に多くなっており、歯の欠損等の怪我が増えているということが言われている。あわてて学校に来ないことや登下校では走らないということを指導している。小学校でも不登校の子どもたちが増えている中で、不登校まではいかないが、教室に行けないという子どもたちが増えてきている。柏小学校には教育支援センター「おおぞら」が併設されているが、そこに通ってくる子どもは1年生など下の年齢の子が少しずつ増えてきているという状況がある。

【質問】

委員A

- ・「こまったときの伝え方ガイド」について、実際に中学校などに配布して、生徒に渡したりするのか。

【回答】

多摩立川保健所

- ・小学生というよりはもう少し大きめの子どもを対象にしているが、作成にあたっては学校の子どもたちに協力いただいたので、ぜひ配布して活用していただきたい。おそらくダウンロードもできるような形にしてそれをお知らせし、どこからでも手軽に手に取れるような形にしたいと考えている。

【質問】

委員B

- ・ 定時制課程というのは全日制がいけなかった等、どういう方が行くのか。
- ・ 定時制課程を出た方は、社会人などその後の進路はどうなるのか。
- ・ 仕事関係上、夜に駅前を通るとコンビニにベタッと座って高校生くらいの男女がタバコを吸ったり、チューハイを飲んだりしている。私がやめなさいよと止めると、俺の勝手だと言われる。定時制については本当に学問をしているのか不安を持っている。
- ・ 避妊薬が今、薬局で売ることになっているが、変な性行為が増えるなどこれはどんな影響があるのか。

【回答】

都立砂川高等学校

- ・ ご指摘については関係学校へ伝える。定時制は2種類ある。あげていただいたのはおそらく夜間定時制のお子さんかと思う。非行傾向にあるような子どもたちについては、組織、学校といったところに入ってルールを学び、そして就労に関して、導いていくというのは第一の使命だと思っている。3年間の中で働くということと、組織の中で自分の立ち位置をどう捉えるかということを読んでいくというのが大多数の子たちかと思う。もう一つ、本校は昼夜間3部制という定時制である。都立立川緑高校のようなチャレンジスクールも本校と同じで、昼夜間3部制だが、定時制とほとんど変わらない。入ってきている子たちは全日制を受けるか、定時制を受けるかという形で、しいていうと朝が弱いから定時制に行こうかなというような感覚のため、進路に関しては大学にも行くし、出席率も9割を超えているので、多分こちらは皆さんの考えている定時制とはだいぶ違うのではないかと思います。

多摩立川保健所

- ・ 緊急避妊薬について、誤解のないように我々としては受け止めておいた方がいいのかなというのは、これは決して不純異性交遊を助長するものではなく、望まない妊娠であるとかそういうので困っている女性、必ずしも若年とは限らないと思うが、そういう方々が多かったということもあり、できるだけそういうことを回避するための一つの手段でもあったのではないかと理解をしている。当然薬局の方で売るときにも風邪薬でも必ず薬剤師さんの方から確認が入ると思うが、そういうように何も聞かずに売ることではないのかなというふうに理解をしている。基本的に処方薬だった頃は決して安いお薬ではなかったかと思っておりますので、おそらく薬局で買い求めるときにも決して安くはないのではないかと考えている。ただ先ほども申し上げたように、困っている人の、あるいは性被害を受けた子どもたちが救われる一つの術でもあるというところを理解しておかなくてはいけないところなのかなと感じている。

閉会の言葉 終了